

(参考資料)

障害者自立支援給付支払等システムに関する都道府県・
国保連合会合同担当者説明会

処遇改善助成金の支払方法等について

平成21年9月4日

※ 以下の資料は、平成21年7月7日に開催した「障害者自立支援給付支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会」においてお示した資料の中で処遇改善助成金の支払方法等に関連する部分について、文言等を再整理したものである。

(1) 処遇改善助成金の申請・承認・請求・支払事務
の基本的な流れについて

処遇改善助成金の申請・承認・請求・支払・実績報告の基本的な流れについて

○申請等の流れ

①申請(申請書+処遇改善計画)
【事業所→事業所所在都道府県】

②承認(処遇改善助成金の対象事業所としての承認)
【事業所所在都道府県→事業所】

③請求(本体報酬等とともに基本的には毎月請求)
【事業所→事業所所在都道府県等】

④支払【事業所所在都道府県等(もしくは国保連)→事業所】



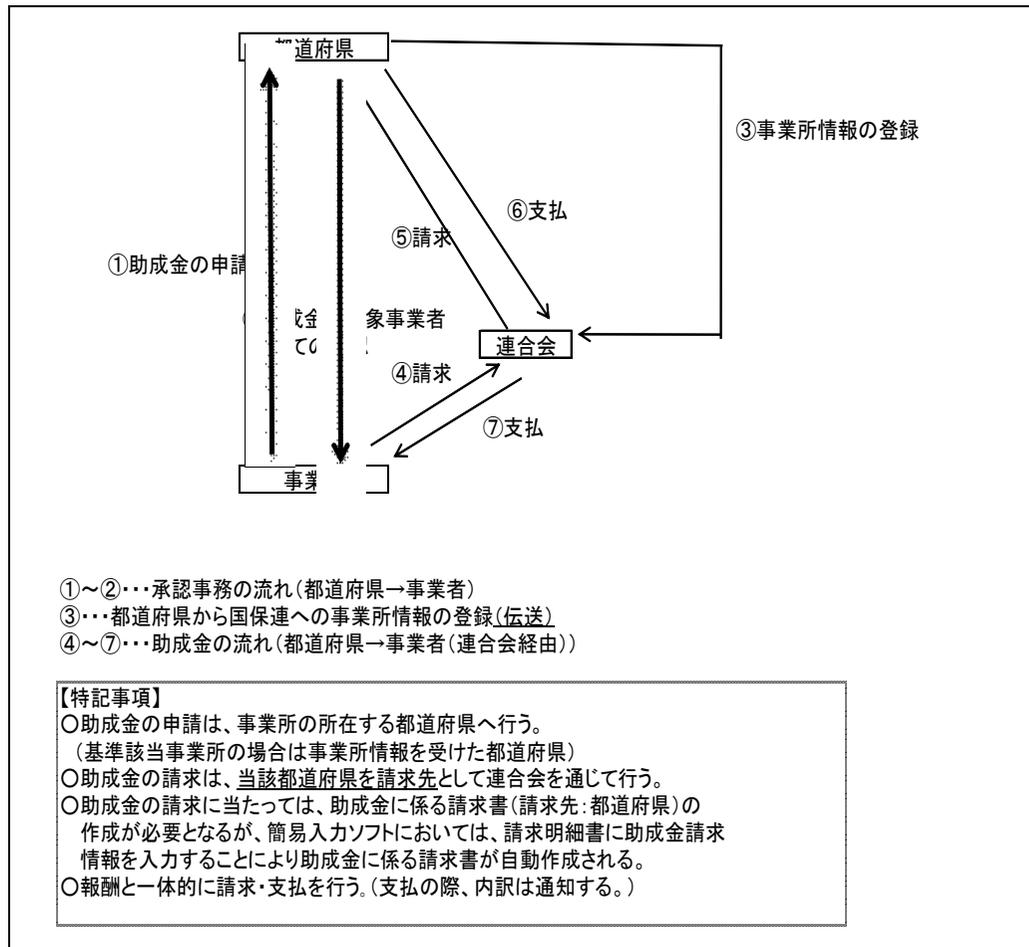
本資料で
説明

⑤実績報告(当該年度終了後)
【事業所→事業所所在都道府県】

(2) 本体給付毎の処遇改善助成金の請求・支払
ルート等について

① 処遇改善助成金の支払いまでの流れ(報酬体系のもの(介護給付費等、障害児施設給付費))

a 報酬の支払事務を連合会へ委託している場合(介護給付費等、障害児施設給付費)



○ 現行の事業運営安定化事業による助成に係る請求方法に類似した形態で請求・支払い事務を行う。

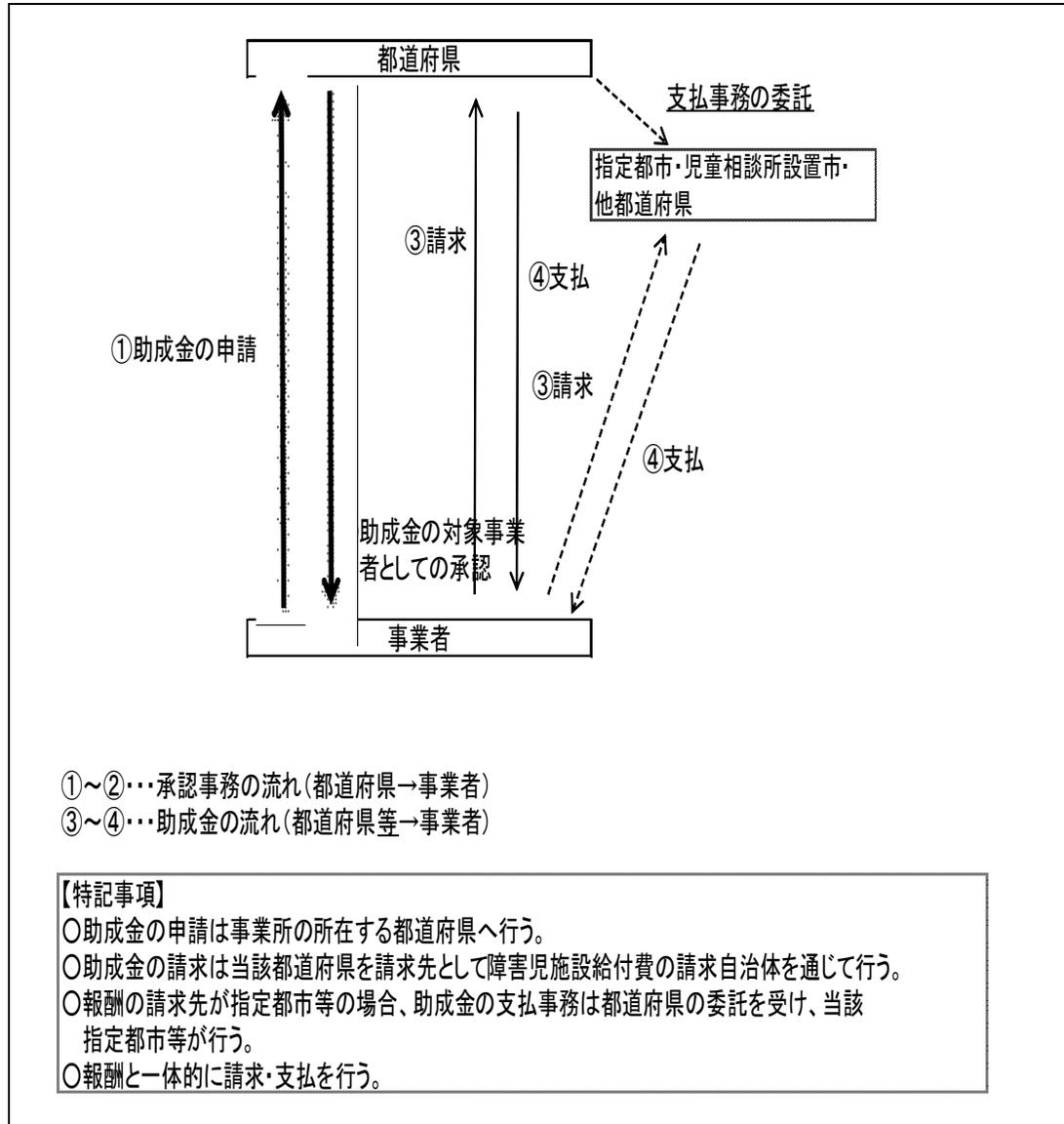
○ 助成金の算定式(月額)は、

(サービス種類毎に) 1人1月当たり報酬総額 × 交付率 = 交付額 (1円未満切り捨て)

※ 報酬総額は、利用者負担額 (A型減免額及び利用者負担に係る自治体助成額を含む。)、事業運営安定化事業及び移行時運営安定化事業による助成額を含み、補足給付は含まない。)

※ 基準該当事業所の場合は、報酬総額に高額障害福祉サービス費として事業者へ支払われた額を含む。

b 報酬の支払事務を連合会へ委託していない場合(障害児施設給付費)

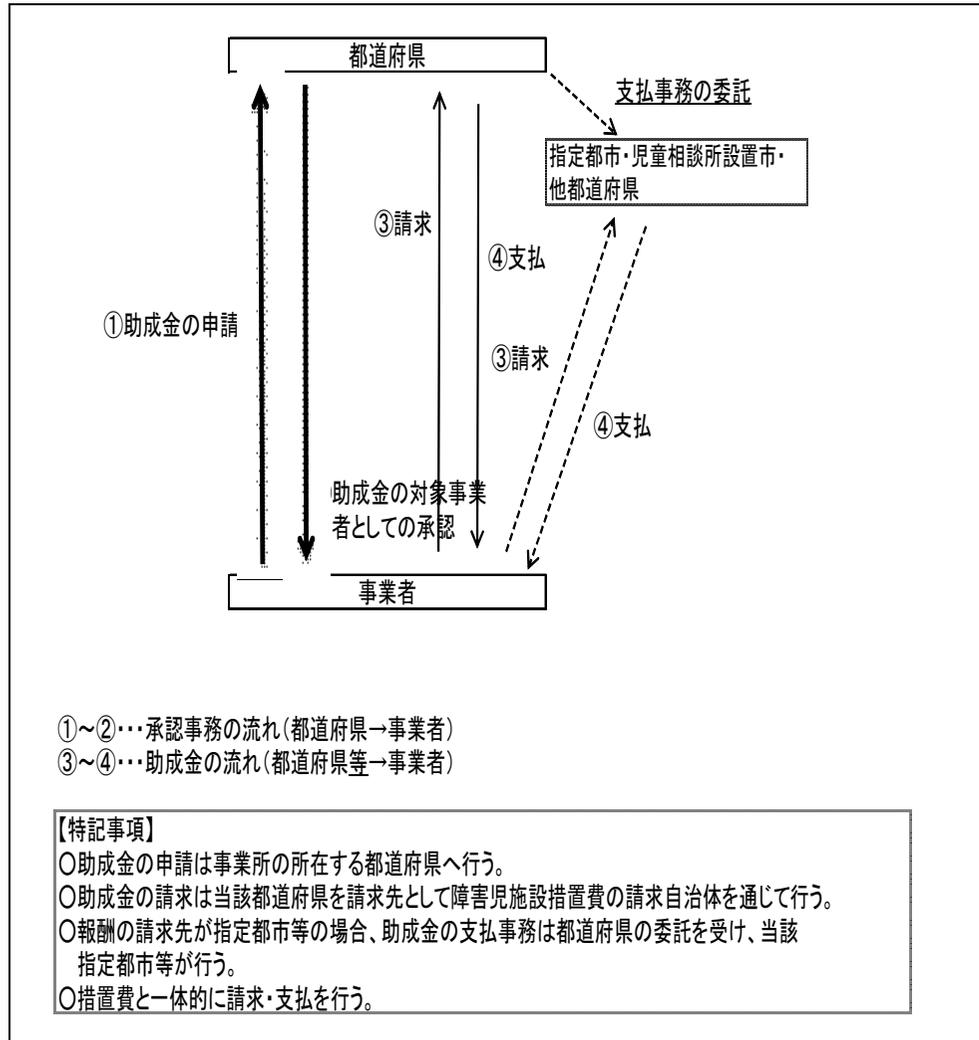


- 指定都市等が支払いを行っている障害児施設給付費に係る助成金については、支払事務を当該指定都市等へ委託して行うことを基本とする。
- ただし、自治体間での委託が困難な場合は、助成金額の計算のみを指定都市等が行い、当該計算結果に基づき都道府県が直接支払う等の方法も考えられる。(②及び③の支払いに関しても同様。)

○助成金の算定式は、aと同様

② 処遇改善助成金の支払いまでの流れ(障害児施設措置費)

※①bと同様の流れ



○ 助成金の請求・支払ルートは、①bと同様の流れで行うこととする。

○ 助成金の算定式(月額)は、
 (措置を行う自治体毎に) 1施設(事業所) 1月
 当たり措置費所要額 × 交付率 = 交付額
 (1円未満切り捨て)

※措置費所要額は、各月支弁した国庫負担基準額

○助成金の支払は、措置費の支払いと併せて行うこととし、措置費の支払を複数月分まとめて行う場合は、助成金もまとめて支払う。

(例) 措置費の支払が四半期毎の場合

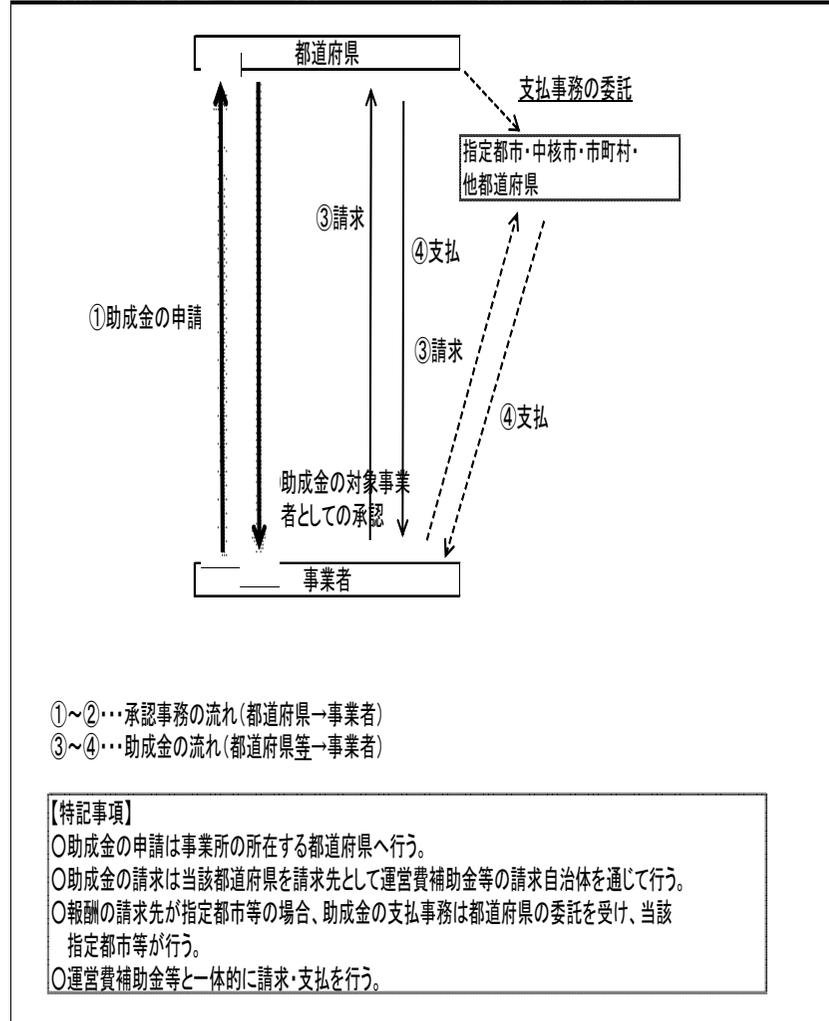
1月当たり措置費所要額1,000,000円 ×
 交付率 = ○○円

○○円 × 3月 (四半期に1度請求の場合)
 = 支払額

③処遇改善助成金の支払いまでの流れ(精神障害者社会復帰施設等運営費補助金等)

※基本的な流れは①b及び②と同様

b 報酬の支払事務を連合会へ委託していない場合(障害児施設措置費)



○助成金の算定式(月額)は、
自治体の1施設に対する交付額(自治体単独補助額は除く。)×交付率=交付額(1円未満切り捨て)

○助成金の支払い支払は、当該補助金の支払いと併せて行うこととし、当該補助金の支払を複数月分まとめて行う場合は、助成金もまとめて支払う。

(例) ※交付決定額が年額の場合

$$\text{年額}1,000,000\text{円} \div 12 = 83,333 \times \text{交付率} = \text{〇〇円}$$

$$\text{〇〇円} \times 3\text{月(四半期に1度請求の場合)} \\ = \text{助成金支払額}$$

○報酬の算定構造から見た助成金交付率の設定

【介護給付費等】		
	サービス種類	交付率
1	居宅介護	15.5%
2	重度訪問介護	8.0%
3	行動援護	10.7%
4	重度障害者等包括支援	0.9%
5	療養介護	1.0%
6	生活介護	2.0%
7	生活介護【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
8	児童デイサービス	5.2%
9	短期入所【単独型】	2.0%
10	短期入所【併設・空床利用型】	-
11	共同生活介護	4.7%
12	施設入所支援	2.5%
13	自立訓練(機能訓練)	3.5%
14	自立訓練(機能訓練)【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
15	自立訓練(生活訓練)	2.5%
16	自立訓練(生活訓練)【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
17	宿泊型自立訓練	2.5%
18	就労移行支援	2.7%
19	就労移行支援【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
20	就労移行支援(養成施設)	2.7%
21	就労移行支援(養成施設)【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
22	就労継続支援A型	2.5%
23	就労継続支援A型【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
24	就労継続支援B型	2.6%
25	就労継続支援B型【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
26	共同生活援助	6.0%
27	旧身体障害者入所更生施設支援	2.2%
28	旧身体障害者通所更生施設支援	2.2%
29	旧身体障害者入所療護施設支援	2.1%
30	旧身体障害者通所療護施設支援	2.1%
31	旧身体障害者入所授産施設支援	2.1%
32	旧身体障害者通所授産施設支援	2.3%
33	旧知的障害者入所更生施設支援	2.5%
34	旧知的障害者通所更生施設支援	2.5%
35	旧知的障害者入所授産施設支援	2.4%
36	旧知的障害者通所授産施設支援	2.3%
37	旧知的障害者通勤寮支援	2.1%

- ※1 事務処理要領の5の注7のとおり
- ※2 事務処理要領の5の注6のとおり
- ※3 事務処理要領の5の注8のとおり

●交付率に係る留意事項

① 短期入所(併設・空床利用型)については本体施設の交付率を適用するが、本体施設が障害者支援施設(事務処理要領の2のこのア及びイに掲げる施設をいう。)以外の場合(介護保険施設や障害児施設等の場合)は施設入所支援の交付率を適用する。

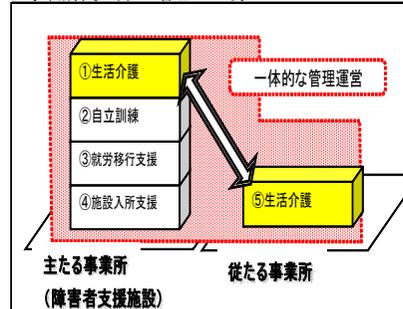
② 主たる事業所が施設入所支援を行う場合の従たる事業所の交付率は、障害者支援施設が行う昼間実施サービスにおいては、全て施設入所支援の交付率を用いることとしている。

また、主従の関係にある施設又は事業所については、ひとつの施設又は事業所として取り扱うが、従たる事業所の交付率は全て施設入所支援の交付率が適用される。なお、この主たる事業所と従たる事業所の区別は、機械的に同一事業所番号か否かで区別することとする。

事業所番号が1つで複数事業を実施している場合、同一サービス種類においては交付率も同一(主たる事業所と同一)とする。

(例1)

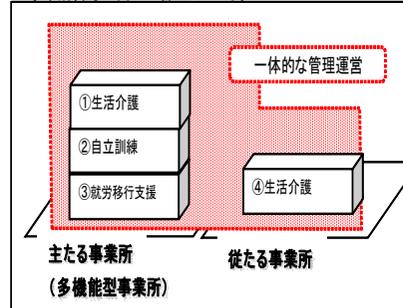
※事業所番号は同一で管理している。



→⑤の交付率については、主たる事業所の①の交付率(障害者支援施設において行う場合:2.5%)を適用する。

(例2)

※事業所番号は同一で管理している。



→①と④は生活介護の交付(2.0%)を適用。他のサービスは各々の率(自立訓練、就労移行支援)を適用。

障害児施設措置費・精神障害者社会復帰施設等運営費補助金等

上記の交付率については事務処理要領のとおりであるが、あらためて記載すれば以下のとおりである。

【障害児施設給付費】

	サービス種類	交付率
1	知的障害児施設給付	2.8%
2	第一種自閉症児施設給付	2.3%
3	第二種自閉症児施設給付	2.3%
4	知的障害児通園施設給付	3.3%
5	盲児施設給付	3.8%
6	ろうあ児施設給付	3.6%
7	難聴幼児通園施設給付	1.1%
8	肢体不自由児施設(入所)給付	2.1%
9	肢体不自由児施設(通所)給付	2.1%
10	肢体不自由児療護施設給付	2.6%
11	肢体不自由児通園施設給付	4.6%
12	重症心身障害児施設	1.6%

	施設(事業)	交付率
1	知的障害児施設	2.8%
2	自閉症児施設	2.3%
3	知的障害児通園施設	3.3%
4	盲児施設	3.8%
5	ろうあ児施設	3.6%
6	難聴幼児通園施設	1.1%
7	肢体不自由児施設	2.1%
8	肢体不自由児通園施設	4.6%
9	肢体不自由児療護施設	2.6%
10	重症心身障害児施設	1.6%
11	重症心身障害児(者)通園事業	2.1%
12	精神障害者入所授産施設	2.3%
13	精神障害者通所授産施設	2.8%
14	精神障害者生活訓練施設	2.2%
15	精神障害者福祉ホーム(B型)	3.1%
16	身体障害者福祉工場	3.0%
17	知的障害者福祉工場	3.4%
18	精神障害者福祉工場	2.6%
19	身体障害者小規模通所授産施設	6.3%
20	知的障害者小規模通所授産施設	8.3%
21	精神障害者小規模通所授産施設	5.0%

※ 事務処理要領の5の注9のとおり

(3) 国保連支払分に係る請求・支払事務について

①請求イメージについてー1

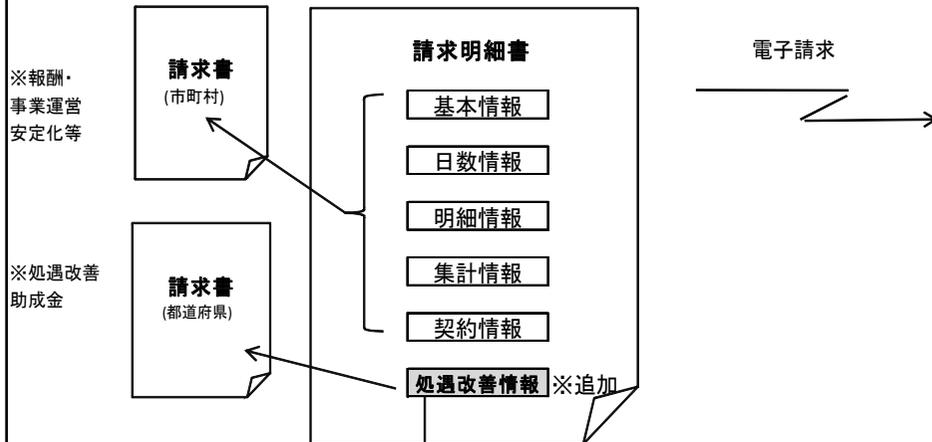
○電子請求受付システムによる請求イメージ

【基本的な流れ等】

※障害福祉サービス及び障害児施設給付で連合会へ報酬の支払事務を委託している場合

- ①助成金の請求は、事業所の所在する都道府県に対し行うこととする。
- ②請求明細書に新規情報(処遇改善情報)を創設し、請求を行う。
- ③助成金は報酬、事業運営安定化事業等による助成額とともに一体的に事業者の指定口座へ支払う。(内訳は通知する。)

(介護給付費等の場合)



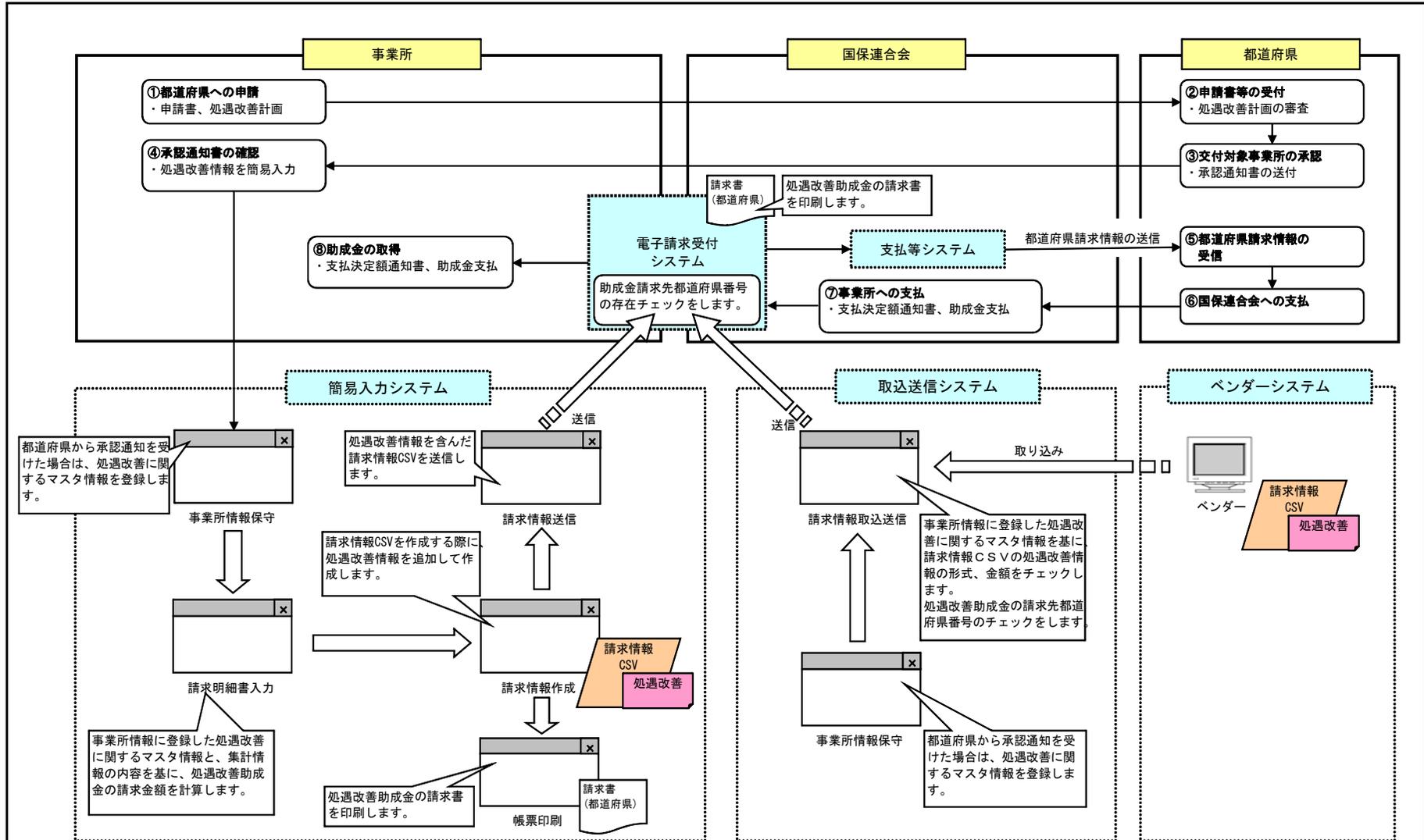
【処遇改善情報レコードのイメージ】

項番	項目名
1	交換情報識別番号
2	レコード識別番号
3	サービス提供年月
4	市町村番号
5	事業所番号
6	受給者証番号
7	サービス種類コード
8	請求先都道府県番号
8	請求額

※事業所の所在する都道府県

①請求イメージについて-2

※事業所を中心とした請求までの流れを整理すれば以下のとおりとなる。



②請求書等の様式について

○今回の処遇改善助成金の請求を行う場合は、以下の請求書及び請求明細書を使用する。

※介護給付費等の場合

(請求書)

(様式第一)

介護給付費・訓練等給付費等請求書

平成 年 月 日

(請求先)

都道府県 殿

請求事業者

指定事業所番号	
住所(所在地)	
電話番号	
名称	
職・氏名	

下記のとおり請求します。

平成 年 月 分

請求金額 百円 千円 円 **4500**

区分	件数	単位数	費用合計	給付費請求額	特別対策費請求額	利用者負担額	自治体助成額
介護給付費							
訓練等給付費							
小計							
特定障害者特別給付費							
加通改善助成金							
施設入所支援	1		3000	3000			
生活介護	1		1000	1000			
居宅介護	1		500	500			
合計	3		4500	4500			

(請求明細書)

(様式第二)

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

平成 年 月 分

市町村番号 助成自治体番号

受給者証番号 支給決定障害者等氏名 支給決定に係る障害児氏名

指定事業所番号 請求事業者 事業者及びその事業所の名称 地域区分

利用者負担上限月額 ① 就労継続支援A型事業者負担減免措置実施

利用者負担上限額 指定事業所番号 管理結果 管理結果額

サービス種別

サービス種別	平成 年 月 日	入院日数	入院日数	入院日数					
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要				

給付費明細欄

サービス種類コード	3	2	2	2	1	1	1	1	合計
サービス利用日数	日	日	日	日	日	日	日	日	
給付単位数									
単位数単価	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	
給付率	100	100	100	100	100	100	100	100	
総費用額									
請求額	請求額	利用者負担額②							
請求額集計欄	上限月額減額(①②の内少ない額)	事業者減免額	減免後利用者負担額	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	決定利用者負担額	給付費	特別対策費	自治体助成分請求額

助成金 請求先都道府県番号 請求額 請求額

1 3 0 0 0 0 2 2 3 0 0 0 1 1 5 0 0

特定障害者特別給付費 算定日数 日数 給付費請求額 実費算定額

枚中 枚目

都道府県あて請求書への反映

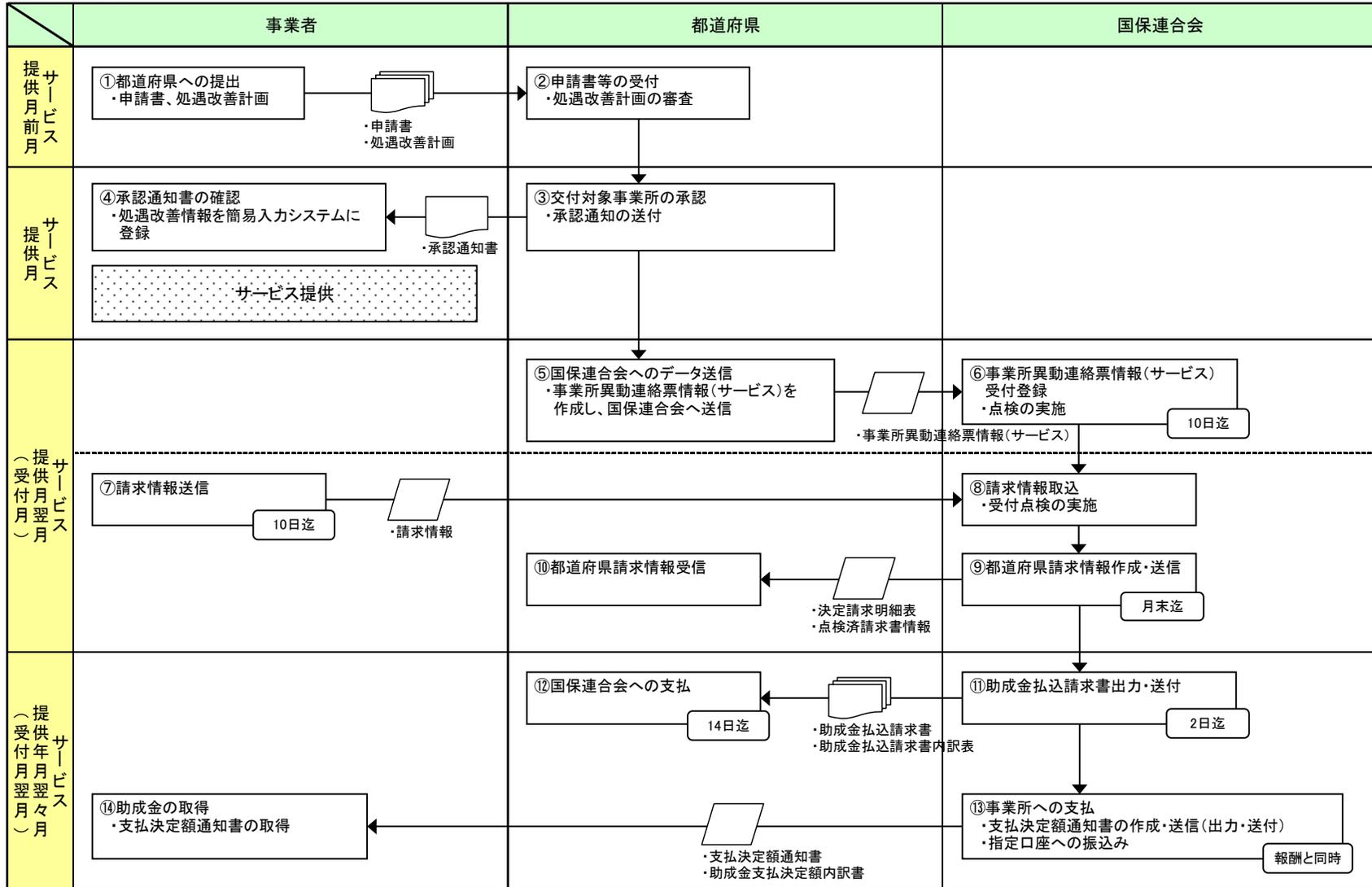
※簡易入力システムにおいては、請求明細書に助成金請求情報を入力することにより、助成金に係る都道府県あて請求書が自動作成される。

処遇改善助成金請求先都道府県一覧

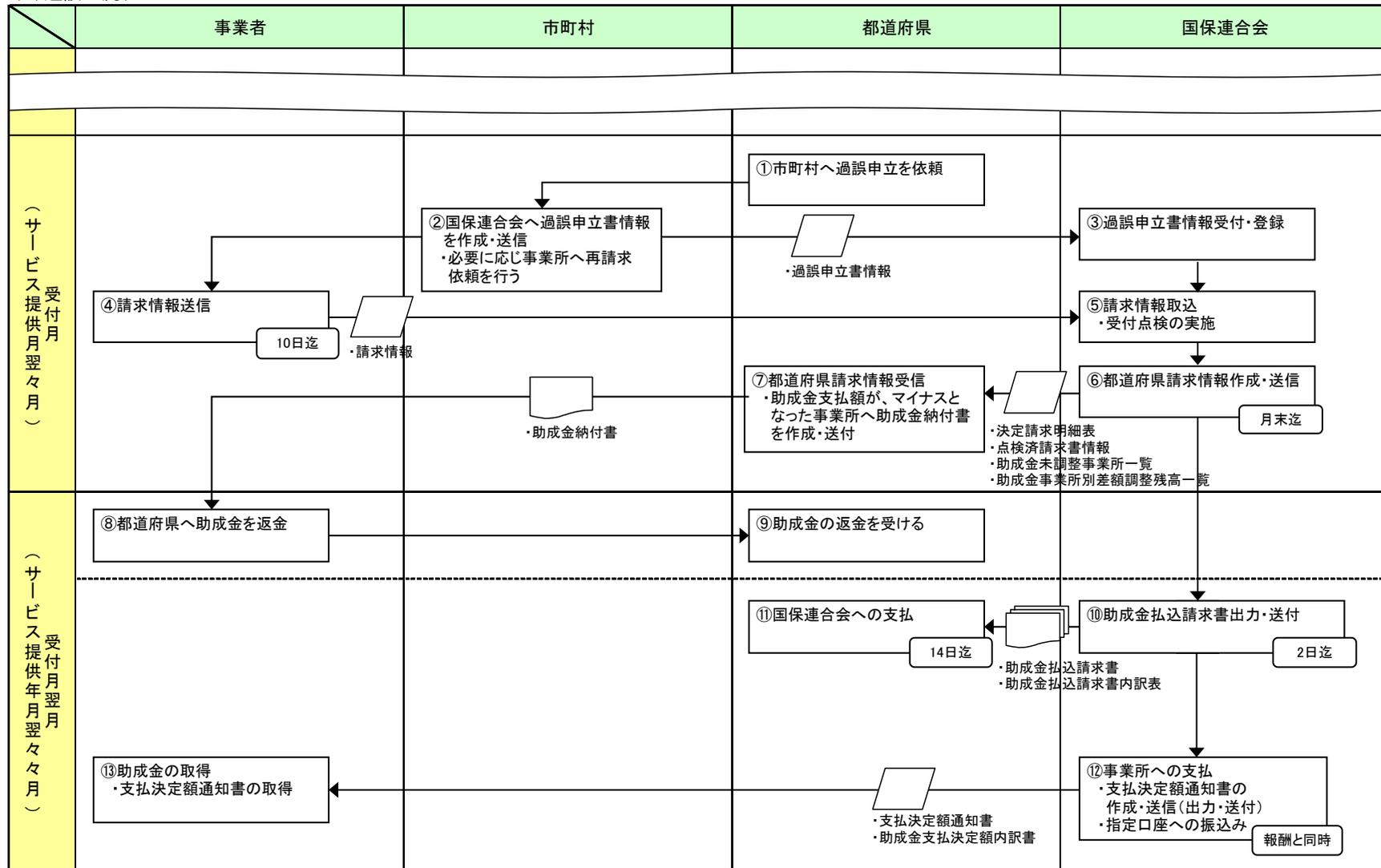
請求先番号	都道府県名	請求先番号	都道府県名	請求先番号	都道府県名
010000	北海道	170000	石川県	330000	岡山県
020000	青森県	180000	福井県	340000	広島県
030000	岩手県	190000	山梨県	350000	山口県
040000	宮城県	200000	長野県	360008	徳島県
050000	秋田県	210005	岐阜県	370000	香川県
060000	山形県	220000	静岡県	380000	愛媛県
070000	福島県	230000	愛知県	390000	高知県
080000	茨城県	240000	三重県	400000	福岡県
090000	栃木県	250000	滋賀県	410000	佐賀県
100000	群馬県	260000	京都府	420000	長崎県
110000	埼玉県	270000	大阪府	430000	熊本県
120000	千葉県	280003	兵庫県	440000	大分県
130000	東京都	290009	奈良県	450000	宮崎県
140000	神奈川県	300000	和歌山県	460000	鹿児島県
150000	新潟県	310000	鳥取県	470000	沖縄県
160000	富山県	320000	島根県		

③毎月の事務処理スケジュールについて

(1)通常の流れ



(2) 過誤の流れ



※(2)の①～③の事務は、都道府県において助成金支払額が妥当ではないと判断した場合に必要となる事務である。